

## 【長久手市】国保の県単位化に向けた国民健康保険税条例の改正（案）について

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保の財政基盤の安定化を図ることを目的とした国保制度改革により、平成30年度から県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村との共同運営となります。

県全体で必要な保険給付費等を推計し、その財源として市町村は県に納付金を納めることになり、そのために必要な保険税を賦課・徴収します。

県は納付金の算定にあたり、市町村ごとの被保険者数・所得水準・医療費水準を勘案して決定します。そのため、例えば同じ医療費水準であっても、所得水準の違いにより納付金に差が出るようになります。

**平成30年度納付金額 12億9,399万円（1人あたり138,694円）**

本市の納付金の額をみると、所得水準が高いこと（県内第2位：1人あたり85万873円）、10年間保険税率を据置き、一般会計からの法定外繰入れで対応してきたことから、県単位化に際して、保険税負担の大幅な増加は避けられません。ただし、激変緩和措置により保険税負担の大幅な増加を抑えていきます。

このような状況をふまえ、平成30年度の国民健康保険税条例の改正（案）は以下のとおりとします。

### 保険税条例改正（案）のポイント

#### ■県単位化に伴う保険税負担の激変緩和

- 保険税率等の引き上げは、5年間で段階的に実施
- 法定外繰入金の増額
- 新たな減免基準の設置

#### ■保険税算定方法の変更

- 資産割課税の廃止 ～税負担の不公平感の解消
- 仮算定の廃止 ～保険税の算定方法をわかりやすく

#### ■県単位化に伴う保険税負担の激変緩和

##### ●保険税率等の引き上げは5年間で段階的に実施

平成30年度から市町村標準保険料率どおりに引き上げると、**1人あたり13万2,057円（29年度比：4万2,482円増）**となり、大幅な負担増となることから、これを緩和するため、**5年間かけて段階的に引き上げて**いきます。これにより、平成30年度は、**1人あたり9万1,582円（29年度比：2,007円増）に抑える**ことができます。

##### ●法定外繰入金の増額

1人あたりの保険税額を抑えることにより生じる不足分については、**一般会計からの法定外繰入金を増額（29年度比：1億1,288万8,000円増）**して補います。（1人あたり法定外繰入額：3万1,308円）

今後5年間の保険税率等の引き上げにより法定外繰入金を段階的に減らしていきます。

##### ●新たな減免基準の設置（国民健康保険税条例施行規則：減免基準表）

新たに、所得200万円以下で法定軽減（7割・5割・2割）の対象とならない世帯（約1,100世帯：国保加入世帯の約18%）の負担を軽減するため、**均等割・平等割額の20%を減免**する基準を設けます。

#### ■保険税算定方法の変更

##### ●資産割課税の廃止

固定資産税との二重課税感や居住用の家屋など非収益性の固定資産も課税対象となっていて課題となっていた**資産割課税を廃止**し、所得割・均等割・平等割の3方式による課税に変更します。

##### ●仮算定の廃止

仮算定（5月・6月）を廃止し、**保険税の納期を10期から8期（7月～2月）に変更**します。保険税額を前年度の所得額をもとに1回の計算（本算定）で決定しますので、算定方法がわかりやすくなります。